

屋外広告物等の申請・届出に必要な書類について

■手続きに必要な書類の様式は、北本市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/toshiseibi/kentiku/shinseisho/1419209096608.html>

1 新規申請 提出書類：2部（正1部、副1部）（郵送での申請は事前にご相談ください）

- (1) 申請書
- (2) 委任状（代理人による申請の場合）
- (3) 掲出場所位置図
- (4) 掲出場所及び周辺の状況が分かる図写真
- (5) 屋外広告物の詳細図面（色彩はマンセル値を表記）
- (6) 屋外広告物等点検報告書（既設のものを使用する場合）
- (7) 広告物又は掲出物件の全景写真及び点検の箇所を確認できる写真（既存のものを使用する場合）（柱、地面との接合部、支柱と板との接合部、裏面、上部等にある照明等の近景）（点検により異常が認められた箇所にあつては、当該箇所を補修したことを確認できる写真を含む）
- (8) 管理者の資格を証する書類の写し（屋外広告物の高さが地上4mを超える場合）
- (9) 土地・建物等借用契約書の写し又は所有者の承諾書の写し（土地・建物等を借用して屋外広告物を設置する場合）
※ 自家広告物であっても、土地・建物等を借用して屋外広告物を設置している場合は、土地・建物等借用契約書の写しの添付が必要です。
- (10) 路上等管理者の占用許可書の写し（路上等に屋外広告物を突き出して設置する場合）
- (11) 返信用封筒（返信先記入、郵送に必要な切手添付）（郵送による許可通知書の受領を希望する場合）
- (12) 納付書返信用封筒（郵送による申請を行う場合。（現金書留は不可））
- (13) 手数料（郵送申請で北本市役所に来庁せず、金融機関にて手数料を納付する場合は、郵送不要）

2 期間更新申請 提出書類：2部（正1部、副1部）

- (1) 屋外広告物等許可期間更新申請書
- (2) 委任状（代理者による申請の場合）
- (3) 掲出場所位置図
- (4) 期間更新時の掲出場所及び周辺の状況が分かる図又はカラー写真
- (5) 広告物又は掲出物件の全景写真及び点検の箇所を確認できる写真（柱、地面との接合部、支柱と板との接合部、裏面、上部等にある照明等の近景）（点検により異常が認められた箇所にあつては、当該箇所を補修したことを確認できる写真を含む）
- (6) 屋外広告物の詳細図面（色彩はマンセル値を表記）（屋外広告物の面積（申請時）やデザインに変更が生じた場合）
- (7) 屋外広告物等点検報告書
- (8) 点検資格者の資格を証する書類の写し（屋外広告物の高さが地上4mを超える場合）
- (9) 土地・建物等借用契約書の写し又は所有者の承諾書の写し（土地・建物等を借用し

て屋外広告物を設置している場合)

※ 自家広告物であっても、土地・建物等を借用して屋外広告物を設置している場合は、土地・建物等借用契約書の写しの添付が必要です。

- (10) 路上等管理者の占用許可書の写し(路上等に屋外広告物を突き出して設置する場合)
- (11) 返信用封筒(返信先記入、郵送に必要な切手添付)(郵送による許可通知書の受領を希望する場合)
- (12) 納付書返信用封筒(郵送による申請を行う場合。(現金書留は不可))
- (13) 手数料(郵送申請で北本市役所に来庁せず、金融機関にて手数料を納付する場合は、郵送不要)

3 変更改造申請 提出書類：2部(正1部、副1部)

- (1) 申請書
- (2) 委任状(代理人による申請の場合)
- (3) 掲出場所位置図
- (4) 屋外広告物の詳細図面(色彩はマンセル値を表記)
- (5) 路上等管理者の占用許可書の写し(路上等に屋外広告物を突き出して設置する場合)
- (6) 返信用封筒(返信先記入、郵送に必要な切手添付)(郵送による許可通知書の受領を希望する場合)
- (7) 納付書返信用封筒(郵送による申請を行う場合。(現金書留は不可))
- (8) 手数料(郵送申請で北本市役所に来庁せず、金融機関にて手数料を納付する場合は、郵送不要)

4 屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届 提出部数：1部

屋外広告物の設置者(管理者)に変更がある場合

5 屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届 提出部数：1部

屋外広告物の設置者(管理者)の氏名・名称・住所に変更がある場合

6 屋外広告物等除却届

屋外広告物を除却した場合

問合せ先 北本市都市整備部建築開発課指導担当

TEL 048-594-5549